

## 平成27年5月1日から平成28年4月30日 までの主な改正項目

- ライフプランニングと資金計画／リスク管理 2 ページ
- 年金・社会保険 6 ページ
- 金融資産運用 10 ページ
- 不動産 10 ページ
- 相続・事業承継 11 ページ
- 《平成28年度税制改正・新旧対照表》 12 ページ

本資料は原則として平成28年4月1日現在の法令等に基づき構成しています

# ● ライフプランニングと資金計画／リスク管理

## 1 「3大疾病保障付機構団体信用生命保険」の支払事由の追加等

フラット35や財形住宅融資（機構直接融資）の借入時に加入できる団体信用生命保険（機構団信）のうち、「3大疾病保障付機構団体信用生命保険」について、急性心筋梗塞および脳卒中を発病した場合の保険金の支払事由に、「その疾病の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき」が追加された（平成27年10月1日以後の手術が対象）。

「がん」（所定の悪性新生物）については、融資実行後90日の免責期間経過後に、生まれて初めて「がん」（いわゆる「上皮内がん」や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により「診断確定」された場合に、住宅ローンの残債が全額弁済される（従来から変更なし）。

一方、「急性心筋梗塞」と「脳卒中」については、保障開始日以後にその疾病により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、「所定の状態」が継続したと医師によって診断されたときが、従来の弁済対象であった。

この「所定の状態」とは、急性心筋梗塞においては「労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）」を指し、脳卒中においては、「言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症」と定義されている。民間住宅ローンの「3大疾病保障付団信」も同様であるが、弁済のハードルはかなり高いといえる。

しかし、平成27年10月1日以後は、「その疾病（急性心筋梗塞および脳卒中）の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき」も弁済事由として追加されたため、全額弁済の対象となる可能性は従来より高くなったといえるだろう。

なお、死亡・高度障害時のみが弁済対象となる、通常の「機構団体信用生命保険」の特約料（初年度）は、融資金額1,000万円につき年額3万5,800円。これに対して、「3大疾病保障付機構団体信用生命保険」は同5万4,700円である。

## 2 「フラット35（リフォーム一体型）」が登場

「フラット35（リフォーム一体型）」は、中古住宅を取得して入居前にリフォームを行う場合に、中古住宅の購入資金とリフォーム工事で必要となる費用を、「フラット35」から1つの手続で借りることができる制度である（取扱いは平成27年4月20日から）。

融資限度額は所要資金（中古住宅の購入資金＋リフォーム工事で必要となる費用）の10割まで。申込み前に工事費用の見積りを取る必要があるなど、手続上の手間やコストはかかるが、リフォーム代金も低利の固定金利型である「フラット35」で借りられる点がメリットである。ただし、現在取り扱っているのは、全国約60の金融機関等に限られる。

なお、この制度の登場により、「フラット35（リフォームパック）」は取扱いを終了した。

### 3 「ダブルフラット」の取扱いが開始

「フラット35」（返済期間21年以上35年以内）と、「フラット20」（同15年以上20年以下の通称）を自由に組み合わせて借りる制度。ローン契約は2本立てとなる。

利用できる組合せの種類（および例）は、以下のとおりである。

- ① フラット35+フラット35（例）フラット35（返済期間35年）+フラット35（同25年）
- ② フラット35+フラット20（例）フラット35（返済期間35年）+フラット20（同15年）
- ③ フラット20+フラット20（例）フラット20（返済期間20年）+フラット20（同15年）

ローン契約を返済期間の異なる2本立てにすることによって、1本の契約で長く借りるより当初の返済額は増えるが、期間が短いほうの返済が終了したあとは返済額が少なくなるため、教育資金の負担が重い時期や老後を視野に利用を検討する動きも多い。

ただし、審査の際に収入基準がクリアできるかという点と、ローン契約が2本になるため、抵当権設定等の諸費用が多少増える点には留意が必要である。

【ダブルフラット】の利用例

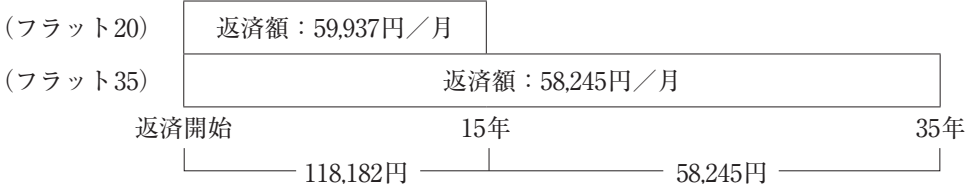
※平成28年4月時点の金利水準による試算

計算の前提	通常の場合…借入金額：3,000万円／元利均等35年毎月返済 「ダブルフラット」を利用する場合…合計借入金額：3,000万円 ※フラット35 = 2,000万円（35年）、フラット20 = 1,000万円（15年）
-------	---

【通常の返済】



【ダブルフラットによる返済】



### 4 「マイナンバー制度」が開始

(1) マイナンバー制度とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成28年1月から利用が始まったのが「社会保障・税番号制度」（いわゆる「マイナンバー制度」）である。

マイナンバーは、「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平かつ公正な社会の実現」の3つを目的に導入された。個人番号制度と法人番号制度の2種類がある。

(2) 個人番号

個人を識別する12桁の数字で、住民票を有する国民の一人一人に付与されている（長期在留者や特別永住者などの外国人にも通知されている）。

この番号は、下記のような場面で必要となり、一生変わらない。

- ①児童手当などの給付申請時
- ②支払調書や法定調書などの税務関係書類の作成時（平成28年1月以降の支払が対象）
- ③勤務先が給与所得の源泉徴収票を作成する際（平成28年分以降）
- ④確定申告書を提出する際（平成28年分以降）

平成27年10月から順次送付されたのが「個人番号通知カード」である。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）が記載された紙の用紙で、顔写真が入っていないため、本人確認の際には、別途、免許証などの顔写真が入った証明書などが必要となる。

一方、市区町村に申請した場合に交付される、本人の顔写真付きカードが「個人番号カード」である。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）などが記載されており、こちらは本人確認のための身分証明書として利用できる。

また、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請が行え、印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用することが可能である。

### （3）法人番号

マイナンバーは法人に対しても付与されており、この法人番号は13桁の数字である。税務申告等で必要となると同時に、個人番号とは異なり、法人番号は広く一般に公表され、官民間問わずさまざまな用途で活用することが可能とされている。

## 5 保険業法の一部改正

平成26年5月に成立した改正保険業法が平成28年5月29日以後に施行され、下記等の新ルールが適用される。

### ・情報提供義務の導入

保険募集人は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し、保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。これにあわせ、保険業法300条の募集禁止行為や罰則規定における「重要事項」の範囲も、「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」となる。

### ・意向把握義務の導入

保険募集人は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案等を行わなければならない。

### ・比較説明あるいは推奨販売に係る体制整備

二以上の保険会社の保険商品を取り扱う保険代理店等は、比較説明・推奨販売を行う場合には、顧客に対し、それぞれ所定の説明を行うとともに、適切に当該説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

### ・その他

保険代理店は、保険募集の業務に関し、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならない。

## 6 郵政民営化法施行令の一部改正

平成28年4月1日以後より、かんぽ生命における一定の契約について、加入限度額の算定の際に保険金額に算入しない額の限度額が300万円から1,000万円に変更された。

これにより、旧日本郵政公社の簡易生命保険と通算した1人当たり基本契約（年金保険を除く）の加入限度額は、下表のとおり最大2,000万円まで可能となる。

被保険者が満15歳以下のとき	700万円
被保険者が満16歳以上のとき	1,000万円
20歳以上55歳以下で加入後4年経過した契約のある場合など	2,000万円

なお、かんぽ生命では、現在、他社の法人向け保険や経営者向け定期保険等の受託販売も取り扱うことができる。

## 7 各種共済

原則として一定の職域や地域内に加入対象が限定される下記の制度共済は、保険業法の適用を受けず保険契約者保護機構の対象外であるが、各監督官庁のもと根拠法が存在し、保護されている。

	J A 共済	全労済	コープ共済	県民共済
母体	全国共済農業協同組合連合会	全国労働者共済生活協同組合連合会	日本コープ共済生活協同組合連合会	全国生活協同組合連合会
根拠法	農業協同組合法	全国生活協同組合連合会		
監督官庁	農林水産省	厚生労働省		
組合員	原則、J A 組合員。組合員の利用高2割を上限に組合員以外も利用可能	出資金1,000円以上等（月払いの場合は毎月100円以上）で組合員になれる	コープ共済取扱い生協の組合員	200円程度の出資金で組合員になれる
共済商品	生命保険分野、損害保険分野、第三分野の保険商品がある			
掛金	一部商品で年齢や性別により掛金が異なる			保障（補償）内容に応じて一律

## 8 任意自動車保険のフリート契約

契約者が所有・使用する自動車のうち、契約期間が1年以上の自動車保険を契約している自動車の合計台数が10台以上である契約者をフリート契約者という。フリート契約のポイントは下記のとおり。

- ・所有・使用自動車の総契約台数には、異なる保険会社で自動車保険を契約している自動車も含まれる（1年以上で契約されるリース契約も対象）。
- ・保険料の割引率・割増率は契約者単位で適用される（所有・使用台数が9台以下の場合のノンフリート契約の場合は自動車1台単位で適用）。
- ・保険料の割引率・割増率は、総契約台数と保険料、保険金、前年のフリート割増引率により決定される（ノンフリート契約の場合は、前年の事故件数や事故内容に応じた等級により決定）。

## 9 地震保険に関する改正事項

### (1) 総支払限度額の引き上げ

1回の地震等によって政府と保険会社が支払う保険金の総支払限度額が、平成28年4月1日以後については7兆円から11兆3,000億円に引き上げられている。

### (2) 損害区分の細分化

地震保険の損害区分を定める「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分（全損・半損・一部損の3区分）が、平成29年1月1日以後は下表のとおり4区分となる。

#### 損害区分と支払割合

現行（3区分）		改正後（4区分）	
全損	100%	全損	100%
半損	50%	大半損	60%
		小半損	30%
一部損	5%	一部損	5%

※各々、時価を限度とする保険金額に対する割合

なお、地震保険基準料率を算出する「損害保険料率算出機構」により、平成29年1月始期以後の地震保険料が3段階に分けて改定される予定となっており、全国平均では概ね引き上げ方向の予定となっている。

## ●年金・社会保険

### 1 健康保険料率等

平成28年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の全国平均の保険料率は10.0%であり、平成27年度の水準が据え置かれた。ただし、都道府県ごとの保険料率は医療費等の伸びに応じて改定された。

### 2 健康保険制度の改正

#### (1) 患者申出療養の創設

平成28年4月より、保険外併用療養費の対象となる療養に「患者申出療養」が加わった。患者申出療養とは、高度な医療技術を用いた療養のうち、患者の申出に基づいて、厚生労働大臣が保険外併用療養費の対象とすることを認めた療養である。患者申出療養として認められると、評価療養や選定療養と同様に、一般治療と共通する部分だけが保険外併用療養費として現物給付が行われる。

#### (2) 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

平成28年4月より、特定機能病院や一般病床500床以上の地域支援病院に紹介状なしで



受診する場合は、原則として、初診で最低5,000円（歯科は3,000円）、再診で最低2,500円（歯科は1,500円）の定額負担がかかるようになった。

従来から、大病院では選定療養として定額負担を徴収することが可能であったが、大病院と中小病院の機能の分担や業務の連携を推進するため、定額負担の徴収が責務となった。

### （3）入院時食事療養費の標準負担額の引き上げ

平成28年4月より、一般所得者の入院時食事療養費の標準負担額が、1食当たり260円から360円に引き上げられた。ただし、減免措置の対象となっている低所得者の標準負担額は据え置かれる。

さらに、平成30年4月には、一般所得者の標準負担額が1食当たり460円に引き上げられる予定である。

## 3 介護保険料率

平成28年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の介護保険料率は1.58%であり、平成27年度の水準が据え置かれた。

## 4 特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）の見直し

平成27年8月より、特定入所者介護（予防）サービス費（低所得の施設利用者の食費、居住費の補てんを目的とする給付）の支給要件が見直された。

従来の要件である住民税非課税世帯であることに加え、預貯金等、配偶者の所得が勘案される。預貯金等を夫婦で2,000万円（単身で1,000万円）を超えて保有する場合、世帯分離している場合も含めて配偶者に住民税が課税されている場合は、給付の対象外となる。

なお、支給額は所得により段階が設けられているが、平成28年8月より、非課税年金である遺族年金、障害年金も支給段階の判定に勘案されることとなる。

## 5 雇用保険料率

平成28年度の雇用保険料率は、一般事業の場合は1000分の11であり、平成27年度の1000分の13.5から1000分の2.5引き下げられた。被保険者負担分は1000分の4であり、平成27年度の1000分の5から1000分の1引き下げられた。

## 6 雇用保険制度の改正

### （1）介護休業給付の給付率の引き下げ

平成28年8月より、介護休業給付の給付率は40%から67%に引き上げられる。なお、施行日以降に開始された介護休業が引き上げの対象となる。

また、育児介護休業法の改正に伴い、平成29年1月より、対象家族1人につき3回（通算93日）までの介護休業が、介護休業給付金の支給対象となる。

### （2）雇用保険の適用対象の拡大

平成29年1月より、65歳以降に新たに雇用される者に雇用保険が適用される。これに伴い、「高年齢継続被保険者」が、「高年齢被保険者」に改められる。

### (3) 就職促進給付の拡充①（再就職手当の給付率の引き上げ）

平成29年1月より、再就職手当の給付率が引き上げられ、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には60%から70%に、同支給残日数が所定給付日数の3分の1以上3分の2未満の場合には50%から60%に引き上げられる。

一方、再就職手当を受けた者が一定の要件を満たしたときに受けられる就業促進定着手当の上限は、早期再就職者（支給残日数が3分の2以上で再就職した者）については、給付率が40%から30%となる。

なお、改定後の給付率は、施行日以降に再就職等をした場合に適用される。

### (4) 就職促進給付の拡充②（求職活動に伴う費用に対する給付の新設）

平成29年1月より、求職活動に伴う費用（就職面接のための子の一時預り費用など）に対する給付が新たに行われる。これに伴い、従来の「広域求職活動費」が「求職活動支援費」に改められる。

## 7 被用者年金一元化

平成27年10月に被用者年金の一元化が行われた。

一元化後は、公務員や私立学校教職員も厚生年金保険に加入することとなり、給付内容は基本的に厚生年金保険に統一された。ただし、公務員や私立学校教職員については、各共済組合等が制度を実施する。これにより、厚生年金保険の被保険者が下表のように区分されることとなった。

職域	被保険者区分	実施機関
民間の会社員	第1号厚生年金被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣）
国家公務員	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合
地方公務員	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合
私立学校の教職員	第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済

## 8 平成28年度の年金額

平成28年度の年金額は、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据置きとなった。ただし、被用者年金一元化に伴い端数処理の方法が改定されたため、満額でない老齢基礎年金や厚生年金保険の年金額は平成27年度改定時の額から、年額で50円以下の増減が生じる（11 公的年金額の端数処理等の改定参照）。

（参考）

項目	平成28年度 （本規定による額）
老齢基礎年金（満額）	78万100円
振替加算（最高額）	22万4,500円
配偶者加給年金額（最高額）	39万100円
子の加算額（第2子まで）	22万4,500円



子の加算額（第3子以降）	7万4,800円
中高齢寡婦加算	58万5,100円

## 9 国民年金保険料

平成28年度の国民年金保険料は、月額1万6,260円（平成27年度は月額1万5,590円）となる。

## 10 厚生年金保険料

平成27年9月～平成28年8月分の保険料率は17.828%である。なお、平成28年9月～平成29年8月の保険料率は18.182%となる見込みである。

## 11 公的年金額の端数処理等の改定

### (1) 端数処理の方法

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月より、公的年金の受給権を裁定する場合および年金額を改定する場合の年金の端数処理の方法が改定された。従来は、100円未満四捨五入であったが1円未満四捨五入になった。

ただし、老齢基礎年金（満額）、障害基礎年金（2級）、遺族基礎年金、子の加算額、加給年金額、中高齢寡婦加算等は、従来どおり、改定率を乗じて計算された額を100円未満四捨五入することにより定められる。

### (2) 各支払月の支払額（2カ月分）の端数処理

公的年金の各支払月の支払額（2カ月分）に1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て、毎年3月から翌年2月に生じた切り捨てた端数の合計額を、翌年2月の支払額に加算して支給することとなった。なお、端数の合計額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

## 12 審査請求期間の延長

平成28年4月より、審査請求期間が延長された。

要介護・要支援認定結果に不服がある場合等に、介護保険審査会に審査請求ができる期間は、従来は認定結果を知った日の翌日から60日以内であったが、施行後は認定結果を知った日の翌日から3カ月以内に延長される。同様に、公的年金の給付に係る処分等に不服があり、社会保険審査官または社会保険審査会に審査請求をする場合の審査請求期間も3カ月に延長される。

なお、これらの改定は、行政不服審査法の改正に伴い行われるものであり、その他の社会保険制度における審査請求期間も原則として3カ月に延長される。

## ●金融資産運用

---

### 1 景気動向指数の採用系列が見直し

景気動向指数の採用系列が、平成27年6月分速報から下表のように見直された。運行指数には、「きまって支給する給与（製造業、名目）」「消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数、前年同月比）」「最終需要財在庫指数」の3系列が追加され、合計9系列となった。一方、一致指数からは「大口電力使用量」が除外され、合計10系列となっている。

#### 新旧の景気動向指数

	先行指数	運行指数	一致指数	(合計)
従来（旧系列）	11系列	6系列	11系列	(28系列)
現在（新系列）	11系列	9系列	10系列	(30系列)

### 2 ゆうちょ銀行の預入限度額が、1,300万円に引き上げ

平成28年4月1日から、ゆうちょ銀行に預入できる貯金（通常貯金、通常貯蓄貯金、定額貯金、各種定期貯金（財形貯金を除く））の預入限度額が引き上げられた。具体的には、1人当たり1,000万円から「1,300万円」に引き上げられている（いずれも民営化前に預け入れた定額貯金の預入額を含む）。

### 3 MMFと中期国債ファンド等の新規募集が停止

日銀が平成28年1月29日に発表し、2月16日から適用を開始した「マイナス金利政策」により、長期金利および残存10年未満の金利がマイナスの水準に低下した（平成28年4月現在）。この影響を受け、MMFを除く日々決算型公社債投信（MMFや中期国債ファンドなど）の新規募集をすべての運用会社が停止している。

信託契約を解約しファンドの運用資産を顧客に返還する「繰上償還」の動きも広がっており、これらの商品の歴史はいったん幕を下ろすこととなった。

なお、新窓販国債（利付国債）についても、平成28年4月現在では、募集（発行）がほぼ停止されている。

## ●不動産

---

### 農地法の改正

4条（転用）と5条（権利移動と転用）の許可権者が、都道府県知事（指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）とされ、農地が4haを超える場合でも、許可権者は農林水産大臣ではなくなった。

※指定市町村 … 要件を満たしているとして農林水産大臣が指定する市町村

	許可権者	市街化区域内の特例
権利移動（3条）	農業委員会	特例なし
転用（4条）	都道府県知事（指定市町村にあっては、市町村の長）	農業委員会への届出で足りる（許可不要）
権利移動と転用（5条）		

## ● 相続・事業承継

### 取引相場のない株式の評価における法人税等相当額

平成28年度税制改正で法人税率等が引き下げられたことに伴い、取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の割合が37%に引下げられた（改正前38%）。

この取扱いは、平成28年4月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価について適用される。

# 《平成28年度税制改正・新旧対照表》

## ▼ 個人所得課税（住宅・土地税制）

税目	項目	現行	改正案	適用時期												
1	所得税・個人住民税 空き家に係る譲渡所得の特例控除の特例の創設	(新設)	<p>相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、(1)その家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの)に限り、その敷地を含む)または(2)除却後の土地を譲渡した場合には、(1)その家屋または(2)除却後の土地の譲渡益から3000万円を控除することができる。</p> <p>(主な適用要件)</p> <p>①相続した家屋は、1981年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物(マンション等)を除く)であって、相続開始の直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。</p> <p>②譲渡をした家屋または土地は、相続時から譲渡時点まで、居住、貸し付け、事業の用に供されていたことがないこと。</p> <p>③譲渡価格が1億円を超えないこと。</p> <p>④相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(相続税の取得費加算)との選択適用とする。</p>	2016年4月1日から2019年12月31日までの譲渡												
2	所得税 住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設	(新設)	<p>自己の有する家屋に三世代同居改修工事等を行った場合において、2016年4月1日から2019年6月30日までの間に、その者の居住の用に供したときは、次の(1)または(2)の特例を適用することができる。</p> <p>(1)三世代同居改修工事等の住宅借入金等(償還期間5年以上)の年末残高1000万円以下の部分について、一定割合を乗じた金額を5年間の各年において所得税額から控除 控除額＝ローン残高×控除率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ローン残高</th> <th>控除年</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①増改築工事費用</td> <td>～1000万円</td> <td>1～5年</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>②うち三世代同居改修工事</td> <td>～250万円</td> <td>1～5年</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 対象工事①+②の合計でローン残高の1000万円を限度</p> <p>(2)三世代同居改修工事等の標準的な費用の額の10%相当額をその年分の所得税額から控除 控除額＝標準的な費用×10% (限度額25万円)</p> <p>(対象工事) 1:キッチン 2:浴室 3:トイレ 4:玄関</p> <p>(対象工事要件)</p> <p>①上記1から4までのいずれかを増設すること。</p> <p>②改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること。</p> <p>③対象工事の費用が50万円超であること。</p>		ローン残高	控除年	控除率	①増改築工事費用	～1000万円	1～5年	1.0%	②うち三世代同居改修工事	～250万円	1～5年	2.0%	2016年4月1日から2019年6月30日までの居住
	ローン残高	控除年	控除率													
①増改築工事費用	～1000万円	1～5年	1.0%													
②うち三世代同居改修工事	～250万円	1～5年	2.0%													
3	所得税・個人住民税 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の延長	個人が所有期間10年超で譲渡資産の譲渡対価が1億円以下など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡益を繰り延べる。 適用期限：2015年12月31日までの譲渡について適用する。	適用期限：2年(2017年12月31日まで)延長する。	2017年12月31日までの譲渡												

税目	項目	現行	改正案	適用時期
4	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長	<p>(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 個人が所有期間5年超など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡損を損益通算及び繰越控除できる。 適用期限：2015年12月31日までの譲渡について適用する。</p> <p>(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 個人が所有期間5年超など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡した場合には譲渡損（一定の限度額まで）を損益通算及び繰越控除できる。 適用期限：2015年12月31日までの譲渡について適用する。</p>	<p>(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 適用期限：2年（2017年12月31日まで）延長する。</p> <p>(2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 適用期限：2年（2017年12月31日まで）延長する。</p>	2017年12月31日までの譲渡
5	所得税・個人住民税  住宅ローン控除制度等の対象となる住宅取得等に係る要件の緩和	<p>居住者が住宅の取得または増改築等をした場合については、一定の要件の下で、次の①から⑦までの特例を適用できる。しかし、非居住者期間中に住宅の取得または増改築等をした場合については、①から⑦までの特例を適用できない。</p> <p>①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除） ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ⑥東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の重複適用に係る特例 ⑦東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p>	改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の取得または増改築等をした場合についても左記①から⑦までの特例を適用できることとする。	非居住者が2016年4月1日以後に取得または増改築等をする住宅

### 個人所得課税（金融・証券税制）

税目	項目	現行	改正案	適用時期
6	所得税・個人住民税  NISA制度の手続の簡素化	<p>(1) 勘定設定期間ごとに、その勘定設定期間（2014年から2017年の4年間、2018年から2021年の4年間、2022年から2023年の2年間）開始の前年の1月1日（基準日、2013年1月1日、2017年1月1日、2021年1月1日）の住所による住民票の写し等の提出が必要。</p> <p>(3) NISA口座を開設している者が国外転出をする場合には、その口座は国外転出の日に廃止され、その口座内の上場株式等はその国外転出の日に、国外転出の日の時価で譲渡したものとみなされる。 (注) 国外転出をする者が、納税管理人の届出をしないで国外転出の時までに準確定申告をする場合には、所有する対象資産はその国外転出の日に、国外転出の日の3カ月前の日の時価で譲渡したものとみなされる。</p>	<p>(1) 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて2018年以後の勘定設定期間を統合する（従って、2014年から2017年の4年間、2018年から2023年の6年間となる）。</p> <p>(2) 2017年10月1日において、2017年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、2018年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。</p> <p>(3) NISAと国外転出時課税制度における時価評価日を統一し、NISA口座内の上場株式等が準確定申告によって国外転出時課税の対象となる場合には、その口座内の上場株式等は、その国外転出の日に、国外転出の日の3カ月前の日の時価で譲渡したものとみなして非課税の適用対象とする。 ※ジュニアNISAも同様とする。</p>	<p>(1)、(2)2018年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用</p> <p>(3)2016年分以後</p>

税目	項目	現行	改正案	適用時期
7	所得税・個人住民税 告知等に係るマイナンバーの記載省略	<p>金融機関において口座開設手続等を行う際は、個人番号の告知等を必要とする。</p> <p>①利子・配当等の受領者の告知 ②無記名公社債の利子等に係る告知書の提出 ③譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ④株式等の譲渡の対価の受領者の告知 ⑤交付金銭等の受領者の告知 ⑥償還金等の受領者の告知 ⑦信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知 ⑧先物取引の差金等決済をする者の告知 ⑨金地金等の譲渡の対価の受領者の告知 ⑩特定口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑪非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知 ⑫非課税口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑬未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知 ⑭未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知 ⑮国外送金等をする者の告知書の提出 ⑯国外証券移管等をする者の告知書の提出</p>	<p>既に金融機関に対して個人番号を告知済みの者が、同一の金融機関において口座開設手続等を行う際に、その金融機関等で帳簿によりその個人の個人番号等を確認できる場合には、個人番号の告知等を不要とする。</p>	<p>2016年4月1日以後に支払の確定する配当等、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用</p>

▼個人所得課税（租税特別措置法等）

税目	項目	現行	改正案	適用時期																				
8	所得税・個人住民税 スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	(新設)	<p>健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、一定のスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除する。</p> <p>(1) 本特例の適用要件とされる健康の維持増進及び疾病の予防への取り組み 次の検診等または予防接種（医師の関与があるものに限る）を受けていることを要件とする。 ①特定健康診査（いわゆるメタボ健診） ②予防接種 ③定期健康診断（事業主健診） ④健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの） ⑤がん検診</p> <p>(2) 控除対象医薬品 スイッチOTC医薬品 ※要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から一般用へ転用された医薬品（ただし、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）</p> <p>(3) 医療費控除との関係 本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることができない。</p>	<p>2017年1月1日から2021年12月31日まで</p>																				
9	通勤手当の非課税限度額の引き上げ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税されない金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）</td> </tr> <tr> <td>②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当</td> <td>片道の距離に応じて設定</td> </tr> <tr> <td>③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）</td> </tr> <tr> <td>④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高10万円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課税されない金額	①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）	②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の距離に応じて設定	③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）	④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高10万円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税されない金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）</td> </tr> <tr> <td>②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当</td> <td>改正なし</td> </tr> <tr> <td>③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）</td> </tr> <tr> <td>④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券</td> <td>1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高15万円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	課税されない金額	①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）	②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	改正なし	③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）	④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高15万円）	<p>2016年1月1日以後に受けるべき通勤手当</p>
区分	課税されない金額																							
①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）																							
②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道の距離に応じて設定																							
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高10万円）																							
④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高10万円）																							
区分	課税されない金額																							
①交通機関または有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）																							
②自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	改正なし																							
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高15万円）																							
④交通機関または有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の合計額（最高15万円）																							



税目	項目	現行	改正案	適用時期						
10	所得税・個人住民税 所得控除に係る添付書類の電子交付の導入	生命保険料控除、地震保険料控除または寄附金控除の適用を受ける場合において、申告書の提出の際に添付または提示することが必要とされている控除証明書または領収書（控除証明書等）については、電子メール等により交付を受けた電子データを印刷したものを添付等することは認められておらず、書面により交付を受ける必要がある。	保険会社等または寄附金の受領者から電子メール等により交付を受けた当該控除証明書等に記載すべき事項が記録された電子データを一定の方法により印刷した書面、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものを添付等することを可能とする。	2018年分以後の所得税、2019年度分以後の個人住民税						
11	所得税 公益法人等に寄附をした場合の税額控除制度の拡充	<p>(1) PST（パブリック・サポート・テスト）要件 税額控除対象法人となるための要件の1つであり、「寄附金集めの努力」を図る基準。 ① 3000円以上の寄附者が年100人以上いること（絶対値要件） ② 寄附金が法人収入の5分の1以上であること（相対値要件）</p> <p>(2) 対象となる寄附金の範囲 ① 認定NPO法人に対する寄附金 ② 次の特定公益増進法人に対する寄附金 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人</p>	<p>(1) PST（パブリック・サポート・テスト）要件 公益社団法人及び公益財団法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人並びに更生保護法人について、左記①の絶対値要件を次のとおり見直す。 公益目的事業費用等（※）1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のように緩和する。 なお、判定基準寄附者に係る寄附金の額が年平均で30万円以上であることが必要。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>絶対値要件の寄附者数（最低10人）</td> <td>= 100人 ×</td> <td>公益目的事業費用等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1億円</td> </tr> </table> <p>※学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。</p> <p>(2) 対象となる寄附金の範囲 以下の寄附金を追加する。 ① 次の法人に対する寄附金のうち、②の要件を満たすもの ・国立大学法人 ・公立大学法人 ・(独) 国立高等専門学校機構 ・(独) 日本学生支援機構 ② その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実なものとして次の要件を満たすことを所管庁が確認したもの ・修学支援事業のための独立した基金を設け、他の財源と区分して経理していること ・基金からの使途が各法人の次に掲げる事業（経済的理由により修学が困難な学生等に対して行われるものに限る）に限定されていること イ. 授業料、入学料または寄宿料の全部または一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る事業【いわゆる授業料減免事業】 ロ. 学資を貸与または支給する事業【いわゆる奨学金事業】 ハ. 法人が教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する事業【いわゆる留学支援事業】 ニ. 各法人の規則で定めるところにより、その法人が学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る費用を負担する事業【いわゆるTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）事業】</p>	絶対値要件の寄附者数（最低10人）	= 100人 ×	公益目的事業費用等			1億円	2016年分以後
絶対値要件の寄附者数（最低10人）	= 100人 ×	公益目的事業費用等								
		1億円								

税目	項目	現行	改正案	適用時期
11	公益法人等に寄附をした場合の税額控除制度の拡充		<ul style="list-style-type: none"> <li>各法人は毎年度終了後3カ月以内に基金への受入額、基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること</li> </ul>	
12	所得税 国外転出時課税制度の見直し	<p>(1) 通常の相続税は、納付期限までに遺産分割協議が整わなかった場合、いったん、法定相続分に応じて納付し、その後、遺産分割協議が成立して相続分が変更された後、修正申告や更正の請求を行うこととなる。</p> <p>しかし、非居住者への相続に係る譲渡所得課税（国外転出時課税制度）については、このような場合に遺産分割協議成立後の修正申告や更正の請求を行うことができない。</p> <p>(2) ストックオプション</p> <p>① 税制非適格ストックオプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税制非適格ストックオプションを付与されたことによる経済的利益は、権利行使時に給与等として課税される。</li> <li>非居住者が国外において税制非適格ストックオプションの権利行使により得た経済的利益のうち国内勤務期間に対応するものは国内源泉所得として課税することとされている。</li> </ul> <p>② 税制適格ストックオプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税制適格ストックオプションは、権利行使時に給与課税をせずに、行使により取得した株式を譲渡したときまで課税を繰り延べる特例である。</li> <li>経済的利益を株式等譲渡所得に転換して課税を繰り延べるため、権利行使者である非居住者が税制適格ストックオプションの行使による取得した株式を譲渡した場合には、その譲渡所得は国内源泉所得として課税することとされている。</li> </ul> <p>(3) 納税猶予期限満了に伴う納期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国外転出の日から納税猶予の期限の満了日まで引き続き有している有価証券等の価額が、その納税猶予の期限の満了日において国外転出の日よりも下落している場合には、その下落した価額により国外転出時の課税の再計算をすることができる特例が設けられている。</li> <li>この特例の適用を受けようとする場合には、納税猶予の期限の満了日から4カ月を経過する日までに更正請求をすることとされているが、納税猶予の期限の満了に伴う納期限は国外転出の日から5年（または10年）を経過する日となっているため、いったん、納税猶予の適用を受けていた税額を納付する必要がある。</li> </ul> <p>(4) 取得価額の洗い替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時価1億円以上の有価証券等を有する者が国外転出をする場合には、その国外転出の時に、時価によりその有価証券等を譲渡して再取得したものとみなされ、その有価証券等の取得価額は、その国外転出時の時価に洗い替えられることとなる。これは、確定申告の有無を問わずに適用される。</li> <li>ただし、5年以内に帰国した場合等には、更正の請求により課税を取り消すことが可能とされており、この場合にはその有価証券等の取得価額は国外転出前の価額に戻るようになる。</li> </ul>	<p>(1) 非居住者への相続に係る譲渡所得課税の特例に関しても、遺産分割協議確定等による一定の事由が生じた場合には、その事由が生じた日から4カ月以内に修正申告しなければならないこととし、更正の請求ができることとする。</p> <p>(2) ストックオプション</p> <p>ストックオプションの行使による所得は、左記のとおり国外転出後も日本において課税できるため、税制非適格・適格ともに、国外転出時課税の対象の有価証券の範囲から除外する。</p> <p>(3) 納税猶予期限満了に伴う納期限</p> <p>納税猶予の期限の満了に伴う納期限を、国外転出の日以後5年4カ月（または10年4カ月）を経過する日とする。</p> <p>(4) 取得価額の洗い替え</p> <p>国外転出の日の属する年の所得税の計算において、国外転出時課税が適用されていない場合には、国外転出の時に有する有価証券等の取得価額を時価に洗い替えないこととする。</p>	<p>(1) 2016年1月1日以後に一定の事由が生じた場合</p> <p>(2) 2016年分以後</p> <p>(3) 2016年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合</p> <p>(4) 2016年1月1日以後に帰国等をした場合</p>

税目	項目	現行	改正案	適用時期
12	所得税 国外転出時課税制度の見直し	<p>・他方、譲渡損失が生じているために確定申告をしないで国外転出した場合には、5年以内に帰国等をして修正申告ができず、取得価額を国外転出前の価額に戻すことができない。また、申告義務があるにもかかわらず無申告で国外転出した者は、課税されないまま取得価額がステップアップすることになる。</p> <p>(5) 同一銘柄の有価証券等を取得している場合納税猶予の適用を受けている非居住者が、国外転出の後に有価証券等を譲渡した場合には、国外転出の後に取得した有価証券等から先に譲渡したものとすることにより、納税猶予の適用を継続できることとされている。</p> <p>(6) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除は、金融商品取引業者等への売委託により行う譲渡や、金融商品取引業者等に対する譲渡など一定の譲渡により生じた譲渡損失のみが対象とされている。</p>	<p>(5) 同一銘柄の有価証券等を取得している場合納税猶予の適用を受けている非居住者が、国外転出の後に有価証券等を譲渡した場合には、次のように判定する。</p> <p>①(イ)納税猶予の適用を受けている有価証券等と(ロ)それ以外の有価証券等に区分し、(ロ)の有価証券等から先に譲渡したものとすること。この場合の(イ)の有価証券等には、贈与等により取得した有価証券等でその贈与者等が納税猶予の適用を受けているものを含むものとする。</p> <p>②(イ)の有価証券等を譲渡したものとされる場合には、先に取得したのから先に譲渡したものとすること。</p> <p>(6) 譲渡損失の損益通算及び繰越控除 国外転出時課税制度は、国外転出時の時価により譲渡があったものとして課税されることから、その制度の適用により生じた上場株式等の譲渡損失についても、損益通算及び繰越控除の対象に追加する。</p> <p>(注) 国外転出の後、5年(または10年)以内に帰国等をして国外転出時課税の適用の取消しを受けたことにより譲渡損失がなかったものとする場合には、修正申告が必要となり、本税及び延滞税等の納付義務が生ずる。</p>	<p>(5) 2016年1月1日以後の譲渡等</p> <p>(6) 2016年分以後</p>
13	各種申告書に係るマイナンバーの記載省略	<p>扶養控除等申告書等を提出する者は、その提出の都度、その申告書に、その者の氏名、住所及び個人番号の記載が必要とされている。 (対象となる申告書)</p> <p>①給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ②従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ③退職所得の受給に関する申告書 ④公的年金等の受給者の扶養親族等申告書</p>	<p>従業員等が勤務先等に対して扶養控除等申告書等を提出する場合において、その勤務先等が過去に提出を受けた扶養控除等申告書等に基づきその従業員等の個人番号を管理しているときは、その2回目以降に提出する扶養控除等申告書等には、その従業員等の個人番号の記載を要しないこととする。</p>	2017年分以後
14	国民健康保険税の引き上げ	<p>(1) 基礎課税額に係る課税限度額 52万円 (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 17万円</p>	<p>(1) 基礎課税額に係る課税限度額 54万円 (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 19万円</p>	2016年4月1日以後

### 資産課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	固定資産税・都市計画税 農地保有に係る課税の強化・軽減	<p>固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し、正常売買価格に限界収益補正率(2015年度の評価替えにおいて0.55)を乗ずる。</p>	<p>(1) 農地保有に係る課税の強化 農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている限界収益補正率を乗じないこととする等の評価方法の変更を2017年度から実施する。</p>	(1) 2017年度

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	固定資産税・都市計画税 農地保有に係る課税の強化・軽減		(2) 農地保有に係る課税の軽減 所有する全ての農地（10アール未満の自作地を除く）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定した場合には、設定期間に応じて固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする措置を2年間に限り講ずる。 ・賃借権等の設定期間が10年以上：最初の3年間 ・賃借権等の設定期間が15年以上：最初の5年間	(2)2016年4月1日から2018年3月31日まで
2	相続税・贈与税 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	(1) 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸し付けの特例について、受贈者の納税猶予の適用期間要件10年以上（貸し付け時において65歳未満の場合には、20年以上）がある。 (2) 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者は、認定農業者等（農業経営基盤強化促進法により、農業者が作成した農業経営改善計画について市町村から認定を受けた者）に限定されていない。 (3) 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合は、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときでも、納税猶予の期限は確定する。	(1) 農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件は適用しない。 (2) 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限定することとする。 (3) 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととする。	2016年4月1日以後の貸し付け、贈与、区分地上権の設定
3	贈与税 結婚・子育て資金の一括贈与に係る資金の範囲の明確化	(1) 結婚関係 ・挙式等費用・新居の住居費・引越し費用 (2) 妊娠・出産・育児関係 ・不妊治療費用・出産費用・産後ケア費用 ・子の医療費・子の保育費（ベビーシッター費用含む）	その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれること等を明確化する。 ・不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る） ・産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代（処方せんに基づき処方されるものに限る） ・母親の産後検診費用	2016年4月1日以後の支払い
4	贈与税の配偶者控除の添付書類の変更	本制度の適用に当たっては、贈与税の申告書に、居住用不動産を取得したことを確認するため、登記事項証明書を添付しなければならない。	本制度の適用に係る申告書の添付書類については、登記事項証明書に限るのではなく、居住用不動産を取得したことを証する書類（贈与契約書等）とする。	2016年1月1日以後の贈与
5	登録免許税 登録免許税の軽減措置の延長	(1) 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置 ①所有権の保存登記：1000分の1 ②所有権の移転登記：1000分の1（一戸建ては1000分の2） (2) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置 ①所有権の保存登記：1000分の1 ②所有権の移転登記：1000分の1 適用期限：(1)と(2)ともに2016年3月31日まで適用する。	適用期限：(1)と(2)ともに2年（2018年3月31日まで）延長する。	2018年3月31日まで
6	固定資産税・都市計画税 中小企業者等が取得した機械及び装置に対する固定資産税の軽減	(新設)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から2019年3月31日までの間において、同法に規定する認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備等のうち一定の機械及び装置の取得等をした場合には、その機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする措置を講ずる。 (注1) 上記の「中小企業者等」とは、次の法人または個人をいう。 ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から2019年3月31日までの取得等

税目	項目	現行	改正案	適用時期
6	中小企業者等 が取得した機 械及び装置に 対する固定資 産税の軽減	(新設)	<p>②資本若しくは出資を有しない法人の場合、 常時使用する従業員の数が1000人以下の 法人</p> <p>③常時使用する従業員の数が1000人以下の 個人</p> <p>(注2) 上記の「一定の機械及び装置」とは、次 の①から③までのいずれにも該当するも のとする。</p> <p>①販売開始から10年以内のもの</p> <p>②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生 産量、精度、エネルギー効率等)が年平均 1%以上向上するもの</p> <p>③1台または1基の取得価額が160万円以 上のもの</p>	中小企業の 新たな事業 活動の促進 に関する法 律の一部を 改正する法 律の施行の 日から2019 年3月31日 までの取得 等
7	固定資産税 ・都市計画税	<p>(1) 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の 減額措置(2分の1) 適用期限:2015年12月31日までの改修工事。</p> <p>(2) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定 資産税の減額措置(3分の1) ・対象住宅:2007年1月1日に存していた 住宅 ・床面積要件:なし ・工事費要件:50万円超(地方公共団体か らの補助金等をもって充てる部分を除く) 適用期限:2016年3月31日までの改修工事。</p> <p>(3) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税 の減額措置(3分の1) ・床面積要件:なし ・工事費要件:50万円超 適用期限:2016年3月31日までの改修工事。</p> <p>(4) 新築住宅に係る減額措置(3年度分に限 り、2分の1) 適用期限:2016年3月31日までに新築さ れたもの。</p> <p>(5) 新築の認定長期優良住宅に係る減額措置 ①中高層耐火建築物以外(5年度分に限り、 2分の1) ②中高層耐火建築物(7年度分に限り、2分 の1) 適用期限:2016年3月31日までに新築さ れたもの。</p>	<p>(1) 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の 減額措置(2分の1) 適用期限:2年3カ月(2018年3月31日 まで)延長する。</p> <p>(2) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定 資産税の減額措置(3分の1) ・対象住宅:新築された日から10年以上を 経過した住宅とする。 ・床面積要件:改修後の住宅の床面積が50 ㎡以上を追加する。 ・工事費要件:50万円超(国または地方公 共団体からの補助金等をもって充てる部分 を除く)とする。 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p> <p>(3) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税 の減額措置(3分の1) ・床面積要件:改修後の住宅の床面積が50 ㎡以上を追加する。 ・工事費要件:50万円超(国または地方公 共団体からの補助金等をもって充てる部分 を除く)とする。 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p> <p>(4) 新築住宅に係る減額措置(3年度分に限 り、2分の1) 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p> <p>(5) 新築の認定長期優良住宅に係る減額措置 ①中高層耐火建築物以外(5年度分に限り、 2分の1) ②中高層耐火建築物(7年度分に限り、2分 の1) 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p>	2018年3月 31日まで
8	不動産取得税 の特例措置の 延長	<p>(1) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措 置 土地取得後の住宅新築までの経過年数要件 を緩和(原則2年以内から3年以内(一定の 場合は4年以内))する特例措置 適用期限:2016年3月31日までに取得し たもの。</p> <p>(2) 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の 特例措置 課税標準からの控除額を一般住宅特例より 拡大し、1300万円とする。 適用期限:2016年3月31日までに取得し たもの。</p>	<p>(1) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措 置 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p> <p>(2) 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の 特例措置 適用期限:2年(2018年3月31日まで)延 長する。</p>	2018年3月 31日まで



法人課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期																										
1	法人税 法人税の税率の引き下げ	<p>2015年4月1日以後に開始する事業年度に適用する税率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">2015年4月1日以後開始事業年度</td> </tr> <tr> <td>普通法人</td> <td colspan="2">23.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小法人</td> <td>年800万円超</td> <td>23.9%</td> </tr> <tr> <td>年800万円以下</td> <td>15%*</td> </tr> </table> <p>※2017年3月31日までに開始する事業年度に適用する。</p>		2015年4月1日以後開始事業年度		普通法人	23.9%		中小法人	年800万円超	23.9%	年800万円以下	15%*	<p>2016年度に23.4%、2018年度に23.2%に引き下げる。</p> <table border="1"> <tr> <td>開始事業年度</td> <td>2016年 4月1日以後</td> <td>2017年 4月1日以後</td> <td>2018年 4月1日以後</td> </tr> <tr> <td>普通法人</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小法人</td> <td>年800万円超</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>年800万円以下</td> <td>15%</td> <td>19%</td> </tr> </table>	開始事業年度	2016年 4月1日以後	2017年 4月1日以後	2018年 4月1日以後	普通法人	23.4%	23.4%	23.2%	中小法人	年800万円超	23.4%	23.2%	年800万円以下	15%	19%	2016年4月1日以後に開始する事業年度
	2015年4月1日以後開始事業年度																													
普通法人	23.9%																													
中小法人	年800万円超	23.9%																												
	年800万円以下	15%*																												
開始事業年度	2016年 4月1日以後	2017年 4月1日以後	2018年 4月1日以後																											
普通法人	23.4%	23.4%	23.2%																											
中小法人	年800万円超	23.4%	23.2%																											
	年800万円以下	15%	19%																											
2	法人税・所得税 生産性向上設備投資促進税制の廃止	<p>青色申告法人が産業競争力強化法等のなかで規定される生産性向上設備等（①先端設備、②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）のうち一定規模以上のものを取得等した場合には、特別償却（即時償却）または税額控除（法人税額の20%を限度）を認める（所得税も同様）。</p> <p>適用期限：2017年3月31日までに取得等をし、事業の用に供した場合に適用する。</p>	適用期限をもって廃止する（所得税も同様）。	2017年3月31日まで																										
3	減価償却制度の見直し	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>償却方法</th> </tr> <tr> <td>建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)</td> <td>定額法・定率法</td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)</td> <td>定額法・定率法・ 生産高比例法</td> </tr> </table> <p>(所得税も同様)</p>	区 分	償却方法	建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法・定率法	鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法・定率法・ 生産高比例法	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>償却方法</th> </tr> <tr> <td>建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)</td> <td>定額法・生産高比例法</td> </tr> </table> <p>(所得税も同様)</p>	区 分	償却方法	建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法	鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法・生産高比例法	2016年4月1日以後に取得する資産														
区 分	償却方法																													
建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法・定率法																													
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法・定率法・ 生産高比例法																													
区 分	償却方法																													
建物附属設備、構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法																													
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法・生産高比例法																													
4	法人税 欠損金の繰越控除制度等の見直し	<p>(1) 欠損金の繰越控除限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の65%相当額を限度とする。</li> <li>2017年4月1日以後に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の50%相当額を限度とする。</li> </ul> <p>※中小法人等は控除限度額（100%）を存置する。</p> <p>(2) 欠損金の繰越期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年3月31日までに開始する事業年度の欠損金は9年（中小法人等も同様）とする。</li> <li>2017年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金から10年（中小法人等も同様）とする。</li> </ul>	<p>(1) 欠損金の繰越控除限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の65%相当額を限度とする。</li> <li>2016年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の60%相当額を限度とする。</li> <li>2017年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の55%相当額を限度とする。</li> <li>2018年4月1日以後に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 →繰越控除前の所得金額の50%相当額を限度とする。</li> </ul> <p>※中小法人等は控除限度額（100%）を存置する。</p> <p>(2) 欠損金の繰越期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年3月31日までに開始する事業年度の欠損金は9年（中小法人等も同様）とする。</li> <li>2018年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金から10年（中小法人等も同様）とする。</li> </ul>	<p>(1) 2016年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(2) 2018年4月1日以後に開始する事業年度</p>																										



税目	項目	現行	改正案	適用時期																																																
5	法人事業税 法人事業税の税率の引き上げと外形標準課税の拡大	<p>(1) 外形標準課税の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">標準税率</th> </tr> <tr> <th>2015年 4月1日以後 開始事業年度</th> <th>2016年 4月1日以後 開始事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>2.5% (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>3.7% (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>4.8% (1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) は地方人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。 その税率の制限税率は標準税率の1.2倍。</p> <p>(2) 地方人特別税の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>2015年4月1日 以後開始事業年度</th> <th>2016年4月1日 以後開始事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率</td> <td>93.5%</td> <td>152.6%</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率		2015年 4月1日以後 開始事業年度	2016年 4月1日以後 開始事業年度	付加価値割	0.72%	0.96%	資本割	0.3%	0.4%	所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)		税率		2015年4月1日 以後開始事業年度	2016年4月1日 以後開始事業年度	外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	93.5%	152.6%	<p>(1) 外形標準課税の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>標準税率</th> </tr> <tr> <th>2016年 4月1日以後 開始事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>1.9% (0.3%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>3.6% (0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) は地方人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。 その税率の制限税率を標準税率の2倍に引き上げる。</p> <p>(2) 地方人特別税の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>税率</th> </tr> <tr> <th>2016年4月1日 以後開始事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率</td> <td>414.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 2017年4月1日以後に開始する事業年度から廃止される。</p> <p>(3) 外形標準課税の改正に伴う負担変動の軽減措置</p> <p>①付加価値額が30億円以下の法人事業税額から負担増加額(注1)の一定割合(注2)を控除する。</p> <p>(注1) 負担増加額 = (適用年度の課税標準 × 改正後の税率) - (適用年度の課税標準 × 2016年3月31日までの税率)</p> <p>(注2) 一定割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年4月1日以後開始事業年度 75%</li> <li>・2017年4月1日以後開始事業年度 50%</li> <li>・2018年4月1日以後開始事業年度 25%</li> </ul> <p>②付加価値額が30億円超40億円未満の法人事業税額から負担増加額(注1)の一定割合(注2)を控除する。</p> <p>(注1) 負担増加額 = (適用年度の課税標準 × 改正後の税率) - (適用年度の課税標準 × 2016年3月31日までの税率)</p> <p>(注2) 一定割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年4月1日以後開始事業年度 75% × (40億円 - 付加価値額) / 10</li> <li>・2017年4月1日以後開始事業年度 50% × (40億円 - 付加価値額) / 10</li> <li>・2018年4月1日以後開始事業年度 25% × (40億円 - 付加価値額) / 10</li> </ul> <p>※付加価値額 = 報酬給与額 + 純支払賃借料 + 純支払利子 + 単年度損益</p>		標準税率	2016年 4月1日以後 開始事業年度	付加価値割	1.2%	資本割	0.5%	所得割	年400万円以下の所得	1.9% (0.3%)	年400万円超800万円以下の所得	2.7% (0.5%)	年800万円超の所得	3.6% (0.7%)		税率	2016年4月1日 以後開始事業年度	外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	414.2%	2016年4月1日以後に開始する事業年度
				標準税率																																																
2015年 4月1日以後 開始事業年度	2016年 4月1日以後 開始事業年度																																																			
付加価値割	0.72%	0.96%																																																		
資本割	0.3%	0.4%																																																		
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)																																																	
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)																																																	
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)																																																	
	税率																																																			
	2015年4月1日 以後開始事業年度	2016年4月1日 以後開始事業年度																																																		
外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	93.5%	152.6%																																																		
	標準税率																																																			
	2016年 4月1日以後 開始事業年度																																																			
付加価値割	1.2%																																																			
資本割	0.5%																																																			
所得割	年400万円以下の所得	1.9% (0.3%)																																																		
	年400万円超800万円以下の所得	2.7% (0.5%)																																																		
	年800万円超の所得	3.6% (0.7%)																																																		
	税率																																																			
	2016年4月1日 以後開始事業年度																																																			
外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	414.2%																																																			
6	法人住民税・地方法人課税の偏在是正	<p>(1) 法人住民税法人税割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>3.2%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>9.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方法人税の税率 4.4%</p>		標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	<p>(1) 法人住民税法人税割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>6.0%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方法人税の税率 10.3%に引き上げる。</p>		標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	1.0%	2.0%	市町村民税法人税割	6.0%	8.4%	(1)、(2) 2017年4月1日以後に開始する事業年度																														
	標準税率	制限税率																																																		
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%																																																		
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%																																																		
	標準税率	制限税率																																																		
道府県民税法人税割	1.0%	2.0%																																																		
市町村民税法人税割	6.0%	8.4%																																																		

税目	項目	現行	改正案	適用時期														
6	法人住民税・地方消費税・地方法人特別税 地方法人課税の偏在是正	(3) 地方法人特別税 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2015年 4月1日以後 開始事業年度</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率</td> <td>43.2%</td> </tr> </table>		2015年 4月1日以後 開始事業年度	外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	93.5%	外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率	43.2%	(3) 地方法人特別税 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2016年 4月1日以後 開始事業年度</td> <td>2017年 4月1日以後 開始事業年度</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率</td> <td>414.2%</td> <td rowspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率</td> <td>43.2%</td> </tr> </table>		2016年 4月1日以後 開始事業年度	2017年 4月1日以後 開始事業年度	外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	414.2%	廃止	外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率	43.2%	(3) 2016年 4月1日以後に開始する事業年度
	2015年 4月1日以後 開始事業年度																	
外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	93.5%																	
外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率	43.2%																	
	2016年 4月1日以後 開始事業年度	2017年 4月1日以後 開始事業年度																
外形標準課税適用法人の所得割額に対する税率	414.2%	廃止																
外形標準課税適用法人以外の所得割額に対する税率	43.2%																	
7	法人税・法人住民税・法人事業税 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	(新設)	地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を創設する。 (寄附の対象（地域再生法に規定）) ①対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村 ・三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外とする。 ・主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外とする。 ②対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業（地方版総合戦略に位置づけ） ・対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定する。 (税額控除) 現行の損金算入措置（約3割の負担軽減）に加えて、次の金額を税額から控除する。 ①法人事業税：寄附金額×10%の税額控除 ※税額の20%（2017年4月1日～：15%）上限 ②法人住民税：寄附金額×20%の税額控除 ※税額の20%上限 ③法人税：②で控除しきれなかった額 or 寄附金額×10%の税額控除 いずれか少ない金額 ※税額の5%上限	地方再生法の改正法の施行日（2016年4月20日）から2020年3月31日までの寄附														
8	法人税 交際費等の損金不算入制度の延長	(1) 中小法人 次の①と②いずれかの選択適用 ①交際費等の額のうち、800万円以下を全額損金算入 ②交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入 (注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含まない。 (2) 中小法人以外 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入 (その他の交際費等は全額損金不算入) 適用期限：2016年3月31日までに開始する事業年度に適用する。	適用期限：2年（2018年3月31日まで）延長する。	2018年3月31日までに開始する事業年度														
9	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付の不適用措置の延長	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付は、解散等の事実が生じている場合を除き、原則として不適用とする。 適用期限：2016年3月31日までに終了する各事業年度に適用する。	適用期限：2年（2018年3月31日まで）延長する。	2018年3月31日までに終了する事業年度														
10	法人税・所得税 雇用促進税制の見直し	(1) 本体部分 適用期限：2016年3月31日までに開始する事業年度に適用する。	(1) 本体部分 次の見直しを行った上、適用期限を2年（2018年3月31日まで）延長する。															

税目	項目	現行	改正案	適用時期																								
10	法人税・所得税 雇用促進税制の見直し	<p>(2) 地方拠点強化税制の特例部分 適用期限：2018年3月31日までに地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた法人が、その認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に適用する。 (1)と(2)は所得税も同様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>措置内容（税額控除）</th> <th>対象事業所</th> <th>所得拡大促進税制との併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)本体部分</td> <td>増加雇用者数×40万円</td> <td>全事業所</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>(2)地方拠点強化税制の特例部分</td> <td>対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等</td> <td>認定計画上の事業所</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得拡大促進税制 給与等支給増加額について10%の税額控除をする。</p>		措置内容（税額控除）	対象事業所	所得拡大促進税制との併用	(1)本体部分	増加雇用者数×40万円	全事業所	不可	(2)地方拠点強化税制の特例部分	対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等	認定計画上の事業所	不可	<p>①対象となる雇用増を「有効求人倍率が低い地域（注）における無期・フルタイムの雇用増」に限定。 （注）地域雇用開発促進法上の「同意雇用開発促進地域」 ②上記①の見直しに伴い、一定の調整措置を講じた上で、所得拡大促進税制との併用を可能とする。 (2) 地方拠点強化税制の特例部分 上記(1)②並びで措置する。 (1)と(2)は所得税も同様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>措置内容（税額控除）</th> <th>対象事業所</th> <th>所得拡大促進税制との併用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)本体部分</td> <td>対象事業所の増加雇用者数（無期・フルタイムに限る）（全事業所の増加雇用者数が上限）×40万円</td> <td>同意雇用開発促進地域の事業所</td> <td>可（調整付）</td> </tr> <tr> <td>(2)地方拠点強化税制の特例部分</td> <td>対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等</td> <td>認定計画上の事業所</td> <td>可（調整付）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調整計算 所得拡大促進税制対象となる給与増加額＝当該年度の給与増加額－雇用促進税制の対象となる増加雇用者の給与額</p>		措置内容（税額控除）	対象事業所	所得拡大促進税制との併用	(1)本体部分	対象事業所の増加雇用者数（無期・フルタイムに限る）（全事業所の増加雇用者数が上限）×40万円	同意雇用開発促進地域の事業所	可（調整付）	(2)地方拠点強化税制の特例部分	対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等	認定計画上の事業所	可（調整付）	2018年3月31日まで
	措置内容（税額控除）	対象事業所	所得拡大促進税制との併用																									
(1)本体部分	増加雇用者数×40万円	全事業所	不可																									
(2)地方拠点強化税制の特例部分	対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等	認定計画上の事業所	不可																									
	措置内容（税額控除）	対象事業所	所得拡大促進税制との併用																									
(1)本体部分	対象事業所の増加雇用者数（無期・フルタイムに限る）（全事業所の増加雇用者数が上限）×40万円	同意雇用開発促進地域の事業所	可（調整付）																									
(2)地方拠点強化税制の特例部分	対象事業所の増加雇用者数（全事業所の増加雇用者数が上限）×50万円～80万円等	認定計画上の事業所	可（調整付）																									
11	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長	<p>中小企業者等が取得した取得価額30万円未満の減価償却資産を年間合計額300万円に達するまで損金算入とすることができる。 適用期限：2016年3月31日までに取得した資産に適用する。 (所得税も同様)</p>	<p>対象となる法人から常時使用する従業員の数が1000人を超える法人を除外し、適用期限を2年（2018年3月31日まで）延長する（所得税も同様）。</p>	2018年3月31日までに取得した資産																								

### 消費課税（消費税）

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	消費税の軽減税率制度	<p>(1)税率 ①2017年3月31日まで8%（国6.3%、地方1.7%） ②2017年4月1日から10%（国7.8%、地方2.2%）</p> <p>(2)仕入税額控除の方式 請求書等保存方式 ※帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務づけられていない。</p>	<p>(1)軽減税率の対象品目 ①飲食料品の譲渡（飲食店営業等を営む事業者が、一定の飲食設備のある場所等において行う食事の提供を除く） ※飲食料品は、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除くものとする） ②定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の譲渡</p> <p>(2)税率 ①軽減税率8%（国6.24%、地方1.76%） ②標準税率10%（国7.8%、地方2.2%）</p> <p>(3)適格請求書等保存方式の導入 ・2021年4月1日から、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス方式」）を導入する。 ※適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類であり、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。</p>	2017年4月1日以後

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	消費税の軽減税率制度		<p>・登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存を、仕入税額控除の要件とする。</p> <p>※適格請求書の記載事項は、発行者の氏名または名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象である旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名または名称とする。</p> <p>・税額計算の方法は、適格請求書の税額の積み上げ計算と、取引総額からの割り戻し計算の選択制とする。</p> <p>(4) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置</p> <p>・現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。具体的には、請求書等の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（区分記載請求書等保存方式）。</p> <p>なお、上記①・②については、区分記載請求書の交付を受けた事業者が、事実に基づき追記することを認める。</p> <p>・売上げまたは仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額または仕入税額の計算の特例を設ける。</p> <p>〈売上税額の計算の特例〉</p> <p>・売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。</p> <p>・課税売上高が5000万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、以下の特例を選択することが可能。</p> <p>・中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。</p> <p>① 仕入れを管理できる卸売事業者・小売事業者</p> $\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$ <p>(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象</p> <p>② ①以外の事業者</p> $\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$ <p>③ ①・②の計算が困難な事業者</p> $\text{軽減税率売上割合} = \frac{50}{100}$ <p>〈仕入税額の計算の特例〉</p> <p>・仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。</p> <p>・軽減税率制度の導入から1年間、以下の特例を選択することが可能。</p> <p>① 売上げを管理できる卸売事業者・小売事業者</p> $\text{軽減税率仕入割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$ <p>(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象</p>	2017年4月1日以後

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	消費税の軽減税率制度		<p>② ①の計算が困難な事業者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>課税売上高が5000万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。  ※改正前は、課税期間の開始前に選択  ※中小事業者以外についても、同様の特例</small> </div> <p>(5) 適格請求書等保存方式導入後の経過措置  ・適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。  〈仕入税額控除〉  ・2021年4月1日から2024年3月31日まで：80%控除  ・2024年4月1日から2027年3月31日まで：50%控除</p>	2017年4月1日以後
2	外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品物販売場制度）の見直し	<p>(1) 免税販売の対象となる最低購入金額  ①家電、バッグ、衣料品等の一般物品：1万円超  ②飲食料品、医薬品、化粧品等の消耗品：5000円超</p> <p>(2) 手続委託型輸出品物販売場の対象範囲  ①商店街振興組合法2条1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（その商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限り）→当該地区（商店街）  ②中小企業等協同組合法3条1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（その事業協同組合の組合員が経営する販売場に限り）→当該地域（商店街）  ③大規模小売店舗立地法2条2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場→当該大規模小売店舗（ショッピングセンター等）  ④一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除く）→当該一棟の建物（テナントビル等）</p> <p>(3) 輸出品物販売場から海外へ直送する場合における免税手続  免税手続には購入記録票の作成が必要。</p> <p>(4) 購入者誓約書の保存紙による保存が必要。  (5) 免税対象品目の明確化  免税対象物品は通常生活の用に供するものに限られている。</p>	<p>(1) 免税販売の対象となる最低購入金額の引き下げ  ①家電、バッグ、衣料品等の一般物品：5000円以上  ②飲食料品、医薬品、化粧品等の消耗品：5000円以上</p> <p>(2) 手続委託型輸出品物販売場の対象範囲の見直し  大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合または中小企業等協同組合法上の組合の組合員である場合には、その大規模小売店舗とこれらの組合に係る地区または地域を一つの特定商業施設として、手続委託型輸出品物販売場の設置を認める。</p> <p>(3) 輸出品物販売場から海外へ直送する場合における免税手続の簡素化  免税点で輸出に係る運送契約をその場で締結し、かつ、運送業者に引き渡す場合における免税販売手続については、購入記録票の作成を省略する等、その簡素化を行う。</p> <p>(4) 購入者誓約書の電磁的記録による保存  電磁的記録による保存に代えることができる。</p> <p>(5) 免税対象品目の明確化  金または白金の地金は免税対象物品から除外する。</p>	<p>(1)~(4)  2016年5月1日以後に行う課税資産の譲渡等または輸出品物販売場の許可申請</p> <p>(5) 2016年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等</p>

▼消費課税（車体課税）

税目	項目	現行	改正案	適用時期						
3	自動車取得税の廃止	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車（軽自動車を除く）</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率	自家用自動車（軽自動車を除く）	3%	営業用自動車・軽自動車	2%	2017年3月31日をもって廃止する。	2017年3月31日まで
車種	税率									
自家用自動車（軽自動車を除く）	3%									
営業用自動車・軽自動車	2%									

税目	項目	現行	改正案	適用時期																								
4	自動車税・軽自動車税 環境性能割の創設	(新設)	<p>(1) 自動車税・軽自動車税として取得時に課税する。 従って、改正前の自動車税と軽自動車税は種別割とする。</p> <p>(2) 取得価額に対して省エネ法の燃費基準値の達成度に応じて0～3%の間で課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽自動車は2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率区分は2年ごとに見直しする。</p>	対象車	税率	電気自動車等	非課税	2020年度燃費基準+10%	1%	2015年度燃費基準+10%	2%	上記以外	3%		軽自動車は2%	2017年4月1日以後の取得												
		対象車	税率																									
電気自動車等	非課税																											
2020年度燃費基準+10%	1%																											
2015年度燃費基準+10%	2%																											
上記以外	3%																											
	軽自動車は2%																											
5	グリーン化特別の見直し・延長	<p>(1) 自動車税（軽課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成(2020年度燃費基準達成に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽自動車税（軽課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+20%超達成</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>▲25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率	電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%	2015年度燃費基準+20%超達成(2020年度燃費基準達成に限る)		2015年度燃費基準+10%超達成	▲50%	対象車	減税率	電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%	2020年度燃費基準+20%超達成	▲50%	2020年度燃費基準達成	▲25%	<p>(1) 自動車税（軽課） 次の見直しを行った上、適用期限を1年(2016年度まで)延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%超達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td>▲50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽自動車税（軽課） 適用期限を1年(2016年度まで)延長する。</p>	対象車	減税率	電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%	2020年度燃費基準+10%超達成		2015年度燃費基準+20%超達成	▲50%	<p>(1) 2016年度に新車新規登録</p> <p>(2) 2016年度に新車新規取得</p>
対象車	減税率																											
電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%																											
2015年度燃費基準+20%超達成(2020年度燃費基準達成に限る)																												
2015年度燃費基準+10%超達成	▲50%																											
対象車	減税率																											
電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%																											
2020年度燃費基準+20%超達成	▲50%																											
2020年度燃費基準達成	▲25%																											
対象車	減税率																											
電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%																											
2020年度燃費基準+10%超達成																												
2015年度燃費基準+20%超達成	▲50%																											

▼ 納税環境整備

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	クレジットカード納付制度の創設	(新設)	<p>(1) 国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付することができる。</p> <p>(2) 納付受託者(クレジットカード会社)が国税の納付をしようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用する。</p>	2017年1月4日以後に国税の納付を委託する場合
2	加算税制度の見直し	<p>(1) 「事前通知」から「更正予知」までの期間の加算税の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過少申告加算税：0%</li> <li>・無申告加算税：5%</li> <li>※「事前通知」とは、①調査を行う旨、②調査対象税目、③調査対象期間を通知する。</li> <li>※「更正予知」とは、税務調査があることにより更正または決定があるべきことを予知する。</li> </ul> <p>(2) 無申告または仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無申告加算税：15% (50万円を超える部分：20%)</li> <li>・重加算税(過少・不納付)：35%</li> <li>・重加算税(無申告)：40%</li> </ul>	<p>(1) 「事前通知」から「更正予知」までの期間の加算税の割合の見直し</p> <p>「事前通知」から「更正予知」までの期間については、新たな加算税の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過少申告加算税：5% (期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分：10%)</li> <li>・無申告加算税：10% (50万円を超える部分：15%)</li> </ul> <p>(2) 短期間に繰り返して無申告または仮装・隠蔽が行われた場合の加重措置の導入</p> <p>過去5年以内に無申告加算税または重加算税を賦課された者が、再び「無申告または仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等を行った場合について、加算税を10%加重する措置を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無申告加算税：25% (50万円を超える部分：30%)</li> <li>・重加算税(過少・不納付)：45%</li> <li>・重加算税(無申告)：50%</li> </ul>	2017年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税



税目	項目	現行	改正案	適用時期													
3	各税法 マイナンバー 記載の対象書 類の見直し	納税者が税務当局等に提出する税務関係書類には、2016年1月以後、個人番号（マイナンバー）の記載が必要。	<p>税務関係書類（申告書及び調書等を除く）のうち申告等の主たる手続と併せて提出されることが想定される等の一定の書類について、個人番号（マイナンバー）の記載を不要とする。</p> <p>(1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる書類</p> <p>(2) 税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">具体的な届出書等の例</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>・所得税の青色申告承認申請書</td> </tr> <tr> <td>・所得税の棚卸資産の評価方法の届出書</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2)</td> <td>・消費税簡易課税制度選択届出書</td> </tr> <tr> <td>・相続税延納・物納申請書</td> </tr> <tr> <td>・納税の猶予申請書</td> </tr> <tr> <td>・非課税貯蓄申込書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td>・財産形成非課税住宅貯蓄申込書</td> </tr> <tr> <td>・非課税口座廃止届出書</td> </tr> </table> <p>(注) 個人番号の記載を要しないこととする上記(1)の書類については、施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めないこととする。</p>	具体的な届出書等の例		(1)	・所得税の青色申告承認申請書	・所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	(2)	・消費税簡易課税制度選択届出書	・相続税延納・物納申請書	・納税の猶予申請書	・非課税貯蓄申込書	(2)	・財産形成非課税住宅貯蓄申込書	・非課税口座廃止届出書	<p>(1) 2017年1月1日以後に提出すべき書類</p> <p>(2) 2016年4月1日以後に提出すべき書類</p>
具体的な届出書等の例																	
(1)	・所得税の青色申告承認申請書																
	・所得税の棚卸資産の評価方法の届出書																
(2)	・消費税簡易課税制度選択届出書																
	・相続税延納・物納申請書																
	・納税の猶予申請書																
	・非課税貯蓄申込書																
(2)	・財産形成非課税住宅貯蓄申込書																
	・非課税口座廃止届出書																
4	電子帳簿保存法 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	<p>(1) 記録（スキャン）する際の装置 電子化には固定型のスキャナを使う必要がある。</p> <p>(2) 記録（スキャン）する際の手続 領収書を受け取った人は、領収書を事務室に持ち帰り、社内の経理担当者等が原本を確認してから、領収書を電子化する。</p> <p>(3) 小規模企業者の特例 チェック体制のために最低でも3名が必要。 ・領収書を受領する者 ・内容を確認する者（原本確認後にスキャン） ・事後検査する者</p>	<p>(1) 記録（スキャン）する際の装置 スマートフォンやデジカメでも電子化ができる。</p> <p>(2) 記録（スキャン）する際の手続 領収書を受け取った人は、スマートフォンの写真機能を使って、いつでも、どこでも、領収書を電子化できる。</p> <p>(3) 小規模企業者の特例 税理士にチェックをしてもらうことにより最低2名でもよくなる。 ・領収書を受領する者（スキャン） ・事後検査する税務代理人</p>	2016年9月30日以後に行う承認申請													
5	国税通則法 最高裁判決を踏まえた延滞税等の見直し	<p>(1) 除算期間を除き一律で延滞税が課される。</p> <p>(2) 当初申告→減額更正→増額更正等における加算税の取扱い（当初申告税額までは課さない）については通達に規定されている。</p>	<p>最高裁判決（2014年12月12日）を踏まえ、延滞税額の計算期間について、①納税者が法定納期限内に申告及び納付（例100）、②その後、納税者が申告税額が過大であるとして更正の請求をし、税務署長が減額更正（例100→50）、③税務署長が当初の申告額に満たない増額更正（例50→80）をした場合等、一定のケースについて、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額のうち、減額更正前に納付がされた部分に限る）について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間は、延滞税を課さない。 ただし、減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合に限り、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間は延滞税を課す。 また、未納期間については延滞税の対象とする。</p> <p>(2) 当初申告→減額更正→増額更正等における加算税の取扱い（当初申告税額までは課さない）について、法令上明確化する。</p>	<p>(1) 2017年1月1日以後の期間に対応する延滞税</p> <p>(2) 2017年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税</p>													

(注) 本資料は、2016年度税制改正大綱の内容を基に作成しています。今後の国会等での審議状況によって内容が変更される可能性もありますのでご留意下さい。

---

F P 追補資料

平成27年5月1日から平成28年4月30日までの主な改正項目

---

平成28年6月1日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

---

禁無断転載